

## 岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）地域企業事前エントリー制度実施要領

### 1. 目的

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）地域企業事前エントリー制度（以下「本制度」という。）は、岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）（以下「本事業」という。）への入札参加を希望する地域企業と、地域企業との連携を考えている入札参加者がコンタクトをとるきっかけとなる情報を市が提供することで、地域企業の円滑な事業参画促進を図るためのものです。

### 2. 登録対象者

本制度へ登録できるのは、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・裾野市内に主たる営業所（本社・本店）を有すること。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・会社更生法、民事再生法等による手続きを開始していないこと。

### 3. 公開情報

本制度に登録された事業者について、市は以下の情報を本事業募集要領公表後に、市公式ウェブサイトにおいて公表します。

- ・企業名
- ・所在地
- ・連絡先（担当部署・電話番号・メールアドレス）
- ・参加を希望する業務内容
- ・直近3年間の事業実績
- ・事業年数
- ・従業員数
- ・資本金
- ・保有する許可、資格

### 4. 手続き

#### (1) 申込方法

登録を希望する事業者は、本制度の申込フォームに入力または登録申込書に記入し、第6に記載の問い合わせ先へ、提出すること（電子メール可）。

#### (2) 申込期間

令和8年6月16日（火）から令和8年12月11日（金）午後5時。

#### (3) 登録の有効期限

本事業の契約締結まで。

### 5. 注意事項

- ・登録された情報は、本事業以外に使用いたしません。
- ・申込期間中に登録された情報は随時公開いたします。
- ・本制度への登録により、本事業への参加や契約を約束、有利となる条件を付すものではありません。
- ・市は、本制度を通じて得た情報をもとに行われた地域企業と民間事業者との交渉・契約等について、一切の責任を負いません。
- ・登録事業者が要件を満たさなくなった場合、または本制度の目的に反する行為があった場合、登録を取り消すことがあります。
- ・本制度への参加・登録に要する費用は、登録者の負担とします。

## 6. 問い合わせ先

裾野市建設部駅周辺整備課

電話：055-994-9010

メール：[toshiseibi@city.susono.shizuoka.jp](mailto:toshiseibi@city.susono.shizuoka.jp)